



INAMI

2014・4 No.225

いなみ

今月号の内容

若者定住促進助成事業	P2 ~ 3
住民福祉課からのお知らせ	P4 ~ 9
非常用備蓄食料について	P10
固定資産税について	P11
まちのできごと	P12 ~ 13
シリーズ介護保険 ほか	P14
いなみ掲示板 ほか	P15
健康ひろば	P16 ~ 17
後期高齢者医療について	P18
緑の募金	P19
図書室通信 ほか	P20
お知らせ ほか	P21
まちのカレンダー ほか	P22

祝入学 ランドセル

住民福祉課
保健センター の日曜開庁日は **20**日!

申請は随時 受付中です！



印南町定住促進助成事業

町内の若者定住の促進と町外から若者を呼び込むことにより本町の人口減少を防止し、若者が集う活力と魅力ある町づくりを進めることを目的として、平成23年10月1日から平成28年9月30日までの5年間、次の事業を実施します。

- ①若者定住促進新築住宅等取得助成事業（取得助成金）
- ②若者定住促進賃貸住宅等家賃助成事業（家賃助成金）

『若者』とは、満16歳～45歳未満の者をいいます。

『定住』とは、町の住民基本台帳等に登録され、5年以上印南町の住民として居住することをいいます。

①新築住宅等取得助成事業



事業内容	町内において住宅を取得（新築・購入・改築）する若者に対し、それらに要した費用の一部を助成します。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○申請者（登記名義人）の年齢が、建物の所有権保存登記又は所有権移転登記時に満16歳以上45歳未満の方（ただし公務員は対象外） ○印南町内に住宅を取得し、住民登録して定住する意志がある方 ※5年未満で町外に転出した場合、又は、5年未満で対象物件を譲渡・交換・貸し付けた場合は返還金が発生します ○住宅の取得（土地購入費含む）及び改築費に1,000万円以上の費用を要している方 ※共同所有の場合は、申請者（登記名義人）の持分が1,000万円以上ある方 ○新築・購入・改築した住宅の延べ床面積が70㎡以上280㎡以下であること ○取得した住宅に玄関・居室・台所・浴室・トイレが完備されていること ○新築住宅の引き渡し・購入・改築したのが平成23年4月1日以降で、所有権保存登記又は所有権移転登記が平成23年10月1日以降の登記であること ○申請者（登記名義人）の年収が600万円以下（税込）であること ○町税・使用料等に滞納のないこと
助成額	100万円
申請時 必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ①新築住宅取得助成金交付申請書（様式第7号）、②住民票（世帯全員）、③納税証明書（世帯全員）、④住宅取得等に係る登記簿謄本の写し、⑤住宅の平面図、⑥工事請負契約書（新築・改築の場合）、⑦住宅等取得売買契約書（住宅購入の場合）、⑧工事等の竣工写真、⑨所得を証明する書類、⑩定住確約書（様式第18号） ※上記以外にも町長が必要とする書類を提出していただく場合があります。

～潮風の香る丘～

宇杉ヶ丘団地 好評分譲中！

マイホームの建築を予定している方は、ぜひご検討ください。宇杉ヶ丘団地に関するお問い合わせは、
総務課 TEL 42 - 0120 まで





② 賃貸住宅等家賃助成事業

事業内容	町に登録した民間経営の賃貸住宅等に居住する若者世帯に、家賃の一部を助成します。								
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○申請時点で、申請者（世帯主）が満 16 歳以上 45 歳未満で世帯員に 45 歳以上の方がいない世帯（ただし世帯員の中に公務員の方がいる世帯は対象外） ○印南町の住民として住民登録し、定住する意志のある世帯 <ul style="list-style-type: none"> ※ 5 年未満で町外に転出した場合は返還金が発生します。 ○現在お住まいの賃貸住宅が、印南町の家賃助成対象住宅として登録されていること ○世帯員の親族（3 親等以内）が所有・経営している賃貸住宅でないこと ○賃貸借契約書の契約者が世帯主であること ○毎月支払う家賃（共益費・駐車場代等は除く）から、勤務先事業主より支払われる住居手当を控除した額が 25,000 円以上の世帯 ○世帯主の年収が 600 万円以下（税込）であること ○町税・使用料等に滞納がないこと ○生活保護法の規定による住宅扶助、その他公的制度による家賃助成金等を受けていないこと 								
助成月額	<p>○月額実質家賃【家賃（共益費・駐車場代等は除く）－勤務先からの住宅手当】に下記の世帯区分の数値を乗じて得た額。上限額を超える場合は、上限額。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯区分</th> <th>助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単身世帯</td> <td>月額実質家賃に 100 分の 30 を乗じて得た額（上限 10,000 円）</td> </tr> <tr> <td>同居世帯（夫婦）</td> <td>月額実質家賃に 100 分の 40 を乗じて得た額（上限 15,000 円）</td> </tr> <tr> <td>同居世帯（夫婦又は一人親で、小学校修了までの子どもを含む世帯）</td> <td>月額実質家賃に 100 分の 50 を乗じて得た額（上限 20,000 円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※助成金の支払いは、年 1 回（毎年 4 月頃）となります。</p>	世帯区分	助成額	単身世帯	月額実質家賃に 100 分の 30 を乗じて得た額（上限 10,000 円）	同居世帯（夫婦）	月額実質家賃に 100 分の 40 を乗じて得た額（上限 15,000 円）	同居世帯（夫婦又は一人親で、小学校修了までの子どもを含む世帯）	月額実質家賃に 100 分の 50 を乗じて得た額（上限 20,000 円）
世帯区分	助成額								
単身世帯	月額実質家賃に 100 分の 30 を乗じて得た額（上限 10,000 円）								
同居世帯（夫婦）	月額実質家賃に 100 分の 40 を乗じて得た額（上限 15,000 円）								
同居世帯（夫婦又は一人親で、小学校修了までの子どもを含む世帯）	月額実質家賃に 100 分の 50 を乗じて得た額（上限 20,000 円）								
助成金の算出例	<p>【例】 ○世帯員 ・夫（世帯主 41 歳、年収 560 万円） ・妻（40 歳、年収 340 万円） ・子ども 2 人（中学 1 年生、小学 3 年生）</p> <p>○月額家賃 60,000 円（共益費と駐車場代除く） ○会社からの住居手当 10,000 円</p> <p>◆この場合の月額助成金は、$(60,000 \text{ 円} - 10,000 \text{ 円}) \times 50/100 = 25,000 \text{ 円}$ しかし、上限が 20,000 円なので 月額 20,000 円 の助成となります。</p>								
助成期間	○平成 23 年 10 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日まで								
助成の対象月	○申請した月からとなります。（申請月よりさかのぼって請求できません）								
申請時必要書類	<p>①家賃助成金交付申請書（様式第 6 号）、②住民票（世帯全員）、③納税証明書（世帯全員）、④賃貸住宅の平面図（間取り図）、⑤賃貸借契約書の写し（全ページ）、⑥住宅手当支給証明書（住宅手当を受けている方全員）、⑦所得を証明する書類、⑧定住確約書（様式第 18 号）</p> <p>※上記以外にも町長が必要とする書類を提出していただく場合があります。</p>								

★申請書は、印南町ホームページでダウンロードできます。また、役場企画政策課でも配付しています。



お問い合わせ先・申請書提出先

企画政策課

TEL 42-1736 FAX 42-0662

e-mail kikaku@town.wakayama-inami.lg.jp

HP <http://www.town.wakayama-inami.lg.jp>

印南町 若者定住

検索

平成 26 年 4 月からの 国民年金に関する改正のお知らせ

過去 2 年間に国民年金保険料の未納がある方へ

- 国民年金保険料の免除申請ができる期間が拡大されます
年度に関わらず過去 2 年分までさかのぼって申請できます。
- 特例免除の対象期間が拡大されます
災害・失業などを理由とした免除（特例免除）申請ができる期間が、災害・失業などがあった年の翌々年 6 月まで（学生納付特例の場合は翌々年 3 月まで）となります。

亡くなった方の年金を請求する方へ

- 遺族基礎年金の請求権者が「子のある夫」まで拡大されます
国民年金加入中の死亡や、老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が亡くなった場合、亡くなった方に生計を維持されていた「子のある妻」、「子のある夫」、「子」が遺族基礎年金を請求することができます。
- 未支給年金の請求権者が生計同一の 3 親等内の親族まで拡大されます
年金受給者が亡くなったとき、その方と生計を同じくしていた、①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦ 3 親等内の親族（甥・姪など）が年金受給者の亡くなった月までの未支給年金を請求する権利があります。請求ができる順位は①から⑦までの順となります。

法定免除を受けている方へ

- 国民年金保険料の通常納付ができます
本人が申出をした期間について国民年金保険料を納付することができます。また保険料の口座振替、前納、付加年金の納付等の制度も利用できます。
※平成 26 年 4 月からの期間に法定免除となった場合、該当日後に納付されていた保険料は保険料を還付するか保険料納付済期間とするかを選択できます。

国民年金保険料の前納制度を利用される方へ

- 2 年前納制度が始まります
これまでの 1 ヶ月前納、6 ヶ月前納、1 年前納に加え、平成 26 年 4 月から 2 年前納が設けられます。



付加保険料を納めている方へ

●付加保険料の納付期間が延長されます

納期限を過ぎて保険料が未納の場合でも、過去2年分までを納付することができます。

老齢年金の繰下げ請求をされる方へ

老齢年金の受給権を取得した日から5年を過ぎて繰下げ請求をした場合、支給開始時期は70歳に達した日の翌月分からとなります。

障害年金の額改定請求をされる方へ

明らかに障害の程度が増進したことが確認できる場合、1年を待たずに障害基礎年金・障害厚生年金の額改定請求を行うことができます。

国民年金の任意加入期間中に未納期間がある方へ

新法対象者の任意加入期間（海外在住の方などが申請をして、国民年金に任意加入した期間）の未納期間で、60歳未満である次の対象期間を年金の受給資格期間に算入します。

対象期間

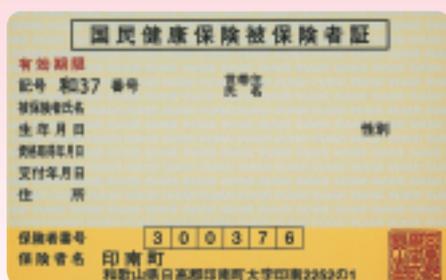
- ①昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの期間
- ②学生であった期間で昭和61年4月1日から平成3年3月31日までの期間
- ③昭和61年4月1日以後の期間（平成3年3月31日までの学生であった期間を除く。）

お問い合わせ先 田辺年金事務所 ☎0739-24-0323
住民福祉課 ☎0738-42-1738

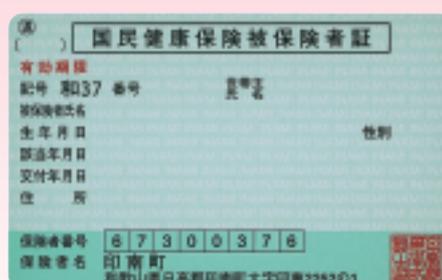
国民健康保険の保険証の色が変わります。

4月から医療機関で診察を受けるときは、新しい保険証を窓口に提示してください。

一
般



退
職



※保険証を紛失したり、破損した時は印鑑を持って住民福祉課までおこしください。

お問い合わせ先 住民福祉課 ☎42-1738

就職・離職された方へ

保険証や年金の変更手続きはお済みですか？

こんなときは、必ず届出を！

〈就職したとき〉

保険証→印南町の国民健康保険をお持ちの方は、社会保険へ変更の手続きを行います。
(印南町の国民健康保険をお持ちのまま転出された学生の方も同様です。)

届出先 住民福祉課

必要なもの 社会保険の保険証、印南町の国民健康保険証、印鑑

年金→厚生年金や共済組合加入の手続きを行います。
(被扶養配偶者の方も同様です。)

届出先 勤務先



〈離職したとき〉

保険証→印南町の国民健康保険加入の手続きを行います。

届出先 住民福祉課

必要なもの 社会保険の資格喪失日がわかる書類、印鑑

※ 65歳未満の方で年金を受給されている方は年金証書もご持参ください。

年金→国民年金加入の手続きを行います。(被扶養配偶者の方も同様です。)

届出先 住民福祉課

必要なもの 厚生年金等の資格喪失日がわかる書類、年金手帳、印鑑

国民年金保険料の免除制度をご存知ですか？

学生の方や離職された方など、国民年金保険料を納めることが経済的に難しいとき、申請手続きを行い承認されると保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

届出先 住民福祉課

必要なもの 年金手帳、印鑑

※ 次の①・②に該当する方は以下の書類も必要です。

① 学 生 の 方 → 在学証明書または学生証

② 離職された方 → 雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票など

〈免除申請の承認期間〉

学生免除…4月から翌年3月まで

一般免除…7月から翌年6月まで

お問い合わせ先 住民福祉課 ☎42-1738

児童手当について

1 支給対象

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

2 支給額

児童の年齢	児童手当の額（1人あたりの月額）	
3歳未満	一律	15,000円
3歳以上小学校終了前		10,000円
	第3子以降は	15,000円
中学生	一律	10,000円
※特例給付	一律	5,000円



※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合

3 支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月の年3回、前月分までの4か月分の手当を支給します。

4 申請時期

- ・出生や転入から15日以内に請求をしてください。
申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなります。
- ・出生や転入以外にも、転出の際、公務員からの変更、公務員への変更、児童に関する変更等は届け出をしてください。

5 現況届及び請求の際に必要な書類

- 保険証の写し
- 児童手当用所得証明書（原則夫と妻の二人分：印南町で確認できる場合は必要ありません）
- 請求者の通帳・・・振込先変更の場合は振込月の前月15日までに届出ください。
※二人目以降で、振込先、加入保険に変更がない場合は印鑑だけで結構です。

6 毎年6月は現況届が必要です

書類は送付されます。原則印鑑だけですが、添付書類として、平成25年の所得が確認できない場合は所得証明、別居の子どもがいる場合は、住民票（子どもが属する世帯全員の住民票）が必要になります。

お問い合わせ先 住民福祉課 ☎42-1738

次の制度について 平成26年4月から手当額が変更になります

児童扶養手当

児童扶養手当は、父母の離婚等により父または母の一方が児童をひとりで養育している家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立を助け、児童の心身の健やかな成長を願って支給される手当です。

児童扶養手当を受給できる方

次の①～⑦のいずれかの条件にあてはまる児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方または20歳未満で一定の障害がある方）を

- ◆監護している母
- ◆監護しかつ生計を同じくしている父
- ◆母（父）に代わって養育している方

- 条件**
- ①離婚・・・父母が婚姻を解消した児童
 - ②死亡・・・父（母）が死亡した児童
 - ③障害・・・父（母）が一定の障害にある児童
 - ④生死不明・・・父（母）の生死が明らかでない児童
 - ⑤遺棄・・・父（母）が引き続き1年以上遺棄している児童
 - ⑥保護命令・・・父（母）がDVの保護命令を受けた児童
 - ⑦拘禁・・・父（母）が引き続き1年以上拘禁されている児童
 - ⑧その他・・・母が婚姻によらないで懐胎した児童、棄児など



ただし、次のような場合は手当が支給できない場合があります。

- 手当を受ける方が、公的年金（老齢福祉年金を除く）や遺族補償を受けることができるとき
- 児童の父（母）などが日本国内に住んでいないとき
- 児童が里親に委託されたり、児童福祉施設に入所しているとき
- 父（母）が婚姻しているとき（事実婚関係を含む）
- 請求者が母の場合、児童が父と生計を同じくしているとき
請求者が父の場合、児童が母と生計を同じくしているとき
- 児童が障害を有する父（母）に支給されている公的年金の加算対象になっているとき

手当額（平成26年4月額改定）と支払（所得制限あり）

手当は認定を受けると、請求した日の属する日の翌月分から支給され、年3回（4月、8月、12月）、支給日（11日）の前月分までの分が支払われます。

月額（子1人）	全部支給	41,020円
	一部支給	41,010円～9,680円

※第2子以降は5,000円、第3子以降は1人につき3,000円加算

特別児童扶養手当

児童の健やかな成長を願って、障害のある児童を家庭において監護している父または母、または父母にかわってその児童を養育している方に対して手当を支給する制度です。

手当の対象となる児童とは

20歳以上で身体や知的または精神に中程度以上の障害もしくは長期にわたる安静を必要とする症状にある児童

ただし、次のような場合は手当が支給できない場合があります。

- 手当を受けようとする方や対象となる児童が日本国内に住んでいないとき
- 児童が障害を事由とする公的年金を受けることができるとき
- 児童が児童福祉施設などに入所しているとき

手当の額（平成26年4月額改定）と支払

認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、年3回（4月、8月、12月）支給日（11日）の前月分までの分が支払われます。

1級	49,900円
2級	33,230円

特別障害者手当・障害児福祉手当

常時、特別な介護を必要とする在宅の重度障害児（者）が、その障害のために必要となる負担の軽減を図るための手当です。

支給対象となるのは、身体障害者1級の方または特別障害者手当該当者の方です。

手当額（平成26年4月額改定）と支払

認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、年4回（2月、5月、8月、11月）、支払日（11日）の前月分までの分が支払われます。

特別障害者手当	26,000円
障害児福祉手当	14,140円

お問い合わせ先 住民福祉課 ☎42-1738

事前にできることを

大災害に備えて



非常用備蓄食料

大災害が発生した時は、電気やガス、水道、通信などのライフラインが止まってしまいう可能性があります。そのような状況でも自力で生活できるよう、普段から飲料水や非常食などを備蓄しておくことが重要です。非常食は3日分用意することが目安となっていますが、印南町では、平成24年度に54,000食、平成25年度に27,000食、保存水(15ℓ)を9,000本備蓄しました。非常用食料の内容は備蓄パン、フードバー、アルファ米の3品です。

また、食料は左記町内5箇所の施設へ保管しています。下記には、今年度に備蓄した2品目について紹介します。

非常用備蓄食料保管場所

- 1 あげぼのふれあいセンター
- 2 アグリコミュニティ稲原
- 3 旧切目川保育園
- 4 まづま保育園
- 5 旧稲原西保育園



アルファ米

概要：うるち米を使用しており、揚げゆ・五目ごはん・わかめごはんの3種類を備えています。

数量：27,000食(各9,000食)

賞味期限：5年



保存水

概要：1.5ℓ入りで、乳幼児にも優しいアルカリ水です。

数量：9,000本

賞味期限：10年



お問い合わせ先 総務課 ☎42-0120

4月は、固定資産税第一期の納期です。中旬頃に納付書が届きます。所有されている固定資産を確認し、各納期限までにお納めください。なお、固定資産税は、今年の1月1日現在の所有者に1年分かかります。

固定資産税

Q & A

Q 数年前に新築した家屋の税額が急に高くなりました。

A 新築住宅に対する軽減措置が無くなったからです。

一定の要件を満たした新築の住宅用家屋は、3年間（長期優良住宅等は5年間ないし7年間）軽減される制度があります。今年急が上がったように見えるのは、軽減期間が終了して、本来の税額になったためです。

Q 住宅を取り壊した後の土地の税額が急に高くなりました。

A 住宅用の家屋を取り壊した場合、住宅用地に対する特例（軽減）が無くなるので、土地にかかる税金が高くなります。

Q 固定資産を持っていないのに、納付書が届きません。

A 固定資産台帳に登録されている資産の価格が免税点（土地は30万円、家屋は20万円、償却資産は150万円）未満の方は、税金がかからないので納付書は届きません。

Q 去年売却したはずの土地家屋の税金が、今年もかかっています。

A 固定資産税は、1月1日現在の登記簿上の所有者に1年分かかります。例えば去年12月10日に売買契約を交わしても、今年1月10日に登記した場合、今年度の固定資産税は売り主にかかります。

固定資産税についてはコンビニエンスストアから納付する事が出来ます。郵便局や各金融機関でも今まで通り納付できますが、コンビニエンスストアでは24時間いつでも、全国どこからでも納付する事が出来ます。お仕事の関係等で金融機関の納付時間に合わない方は、どうぞご利用ください。

なおコンビニ収納は、固定資産税と軽自動車税、そして今年から町県民税も可能です。国保税については今まで通り納付してください。



納税は便利で確実な口座振替を！

通帳と通帳印を持って、金融機関又は郵便局でお申し込み下さい。

お問い合わせ先 税務課 ☎42-1731

防災教訓伝承板除幕式



2月26日

宝永南海地震の教訓を後世に伝えるため、印定寺に設置された「防災教訓伝承板」の除幕式が実施されました。参加者たちは、「津波による犠牲者を出さない」と強く決意しました。

奥真妻活々倶楽部開店



2月16日

地元唯一の店舗の閉店に伴い発生する買い物難民の支援を目的として、地元の有志グループ「奥真妻活々倶楽部」が運営する、生活必需品の販売を行う店舗がオープンしました。

藤原紀香さんが印南町で講演



2月28日

藤原紀香さんの人権講演会が印南町体育センターで開催され、町内外から多くの人が集まりました。藤原さんは、紛争地域を訪れた自身の体験を語り、紛争や災害の影響に苦しむ地域への支援の必要性を呼びかけました。

岩代大梅林にカックくんが登場！



2月16日

岩代大梅林の催し物「日高ゆるきゃら大集合」に、印南町からカックくんが参加し、他の市町村のキャラクターと一緒にイベントを盛り上げました。

Smile Please! チャリティー写真展



2月20日
~3月5日

印南町公民館でチャリティー写真展が開催され、藤原紀香さんが自ら撮影した、紛争や災害などの影響により厳しい環境下で生活している世界の子どもたちの写真が展示されました。

子どもの健康学習会



3月13日

保健センターで「子どもの健康学習会」が開催され、子どもの感染症と予防接種について、講師の中井^{なかい}ひろあき^{あき}さんもクリニックの中井^{なかい}ひろあき^{あき}先生からお話がありました。

消防団訓練



3月3日

春の火災予防運動に合わせ、日高広域消防と印南町消防団第5分団が合同で火災訓練を実施しました。訓練は高垣区の城山橋付近で行われ、ポンプを使って切目川から吸水し、放水しました。

お腹すっきりスリム教室&運動 de リフレッシュ教室



3月14日

2つの教室が同時に開催され、それぞれのメンバーと一緒に汗を流しました。元気な身体作りのために、少しずつでも運動を続けることが大切です。

町内4中学校で卒業式



3月7日

町内4中学校で卒業式が行われました。今年の卒業生の人数は、印南中学校25名、稲原中学校18名、切目中学校18名、清流中学校11名でした。皆さん、ご卒業おめでとうございます。

春の軽トラ市



3月15日

春の軽トラ市が、印南漁港内「印南浜公園前」駐車場で開催されました。ますます盛り上がりを見せる軽トラ市ですが、今回も多くの人で賑わいました。

はつらつママ教室



3月10日

「歌を歌いながら楽しくベビーマッサージを。そして、普段の生活の中でも取り入れることで、お子さんとのコミュニケーションを深めてください。」との理学療法士の呼びかけに、当初緊張していた参加者の方は笑顔で手つきも慣れてきました。



シリーズ介護保険

No.7

社会全体で介護保険を支えています。
65歳以上の方の保険料の納め方

受給されている年金が、年額18万円以上の方は、年金から天引きになります。18万円に満たない方は、納付書で納めます。

65歳になったばかりの方は、年金から天引きするための手続きに時間を要するため、すぐには天引きになりません。その間は納付書で納めてください。

納付書で納めるのを『つい忘れる』という方には、口座振替が便利で確実です。手続きは、金融機関や役場ですることができます。

保険料の滞納が続くと未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、利用者負担が1割から3割になったりする措置がとられます。保険料は必ず納めてください。



■ お問い合わせ先 住民福祉課 ☎42-1738



NOSAI なんぶからののお知らせ

農業は自然災害の影響を直接的に受けやすい産業です。収穫を目前に控えた作物も、台風の通過に伴い傷ついてしまったり、突風により園芸施設が倒壊してしまうことが多々あります。

このため農業共済は、農業者が不慮の事故によって受ける損失を補填するため国の政策保険として運営されています。風水害、冷害、干害等の自然災害や病虫害、近年増加傾向にある鳥獣害なども共済金の支払い対象となりますので、農家の方は是非加入の検討をお願いします。

加入申込期間

果樹共済…6月30日まで(対象樹種:みかん、うめ、すもも等)
園芸施設共済…随時受付

お問い合わせ

NOSAI なんぶ 本所事業課 ☎0739-22-0833

果樹・園芸施設以外にも多数共済事業がありますので、詳しく知りたい方は当組合ホームページにアクセスしてください! <http://www.aikis.or.jp/~nosai/index.html>

メジロの捕獲は原則禁止です

愛玩飼養目的での捕獲が認められていたメジロは、現在、原則捕獲禁止となります。なお、既に飼養登録されているメジロについては引き続き飼養することができます。



お問い合わせ先

【捕獲許可関係】 日高振興局衛生環境課 ☎22-3481
【飼養許可関係】 印南町役場産業課 ☎42-1737



あなたの**活動**を
広報いなみに
掲載してみませんか？

いべんとお知らせ
なかまの紹介
みんなでつくる
掲 示 板

- サークルの紹介
- イベントの紹介 など

写真と共に活動内容を紹介させていただきます。

印南町内で活動している皆さまからの連絡をお待ちしています。
 お気軽にご連絡ください。



■ お問い合わせ先 企画政策課 ☎42-1736

応募方法

ご都合のいい方法でご連絡ください。

- 企画政策課に電話をする。
☎42-1736
- 電子メールを送信する。
送付先：kikaku@town.wakayama-inami.lg.jp
- 直接お越しいただく。(庁舎2階)
例：「〇〇のサークルを掲載してほしい。」
この一言と連絡先をご連絡ください。
連絡いただければ、担当者が日程調整の上、取材に伺います。
※政治性や宗教性がある団体及び個人は掲載できません。

**切目社会教育センターで
 活動しているサークルです！**

- 新しいメンバーをお待ちしています。
 気軽に体験にお越し下さい。



活花サークル	第1月曜日	午後 7時～	講師 桑原光枝先生
ヨガサークル	第2・第4木曜日	午後 7時30分～	講師 坂下緋美先生
民謡サークル	第2・第4水曜日	午前 12時～	講師 氏川与志鼓満先生
茶道サークル	第1・第3木曜日	午後 1時～	講師 徳能艶子先生
気功サークル	第1～第4金曜日	午後 3時～	講師 くわばらりみ先生

■ お問い合わせ先 切目社会教育センター ☎43-0773

健康ひろば

運動 de リフレッシュ教室

新規メンバー募集！

月 日 4月11日、25日(金)
毎月第2・4金曜日
時 間 午後7時30分から約1時間

申込締切:4月10日(木) 先着20名です。

※今まで参加していて継続希望の方も再度お申込みをお願いします。
※準備の都合上、参加を希望される方は、保健センターへご連絡ください。



毎年好評のこの教室ですが、アクトの健康運動指導士による、エアロビクス中心のエクササイズです。いい汗かいて、心も身体もリフレッシュ！元気な身体を作って、健康寿命をのばしましょう。月2回の開催ですが、続けることで「スッキリする」「肩こりがなくなった」というお声もいただいています。

子どもの健診・健康相談

◆1歳6か月児健診

* 歯科健診もあります。

対 象 平成24年7月～9月生
月 日 4月10日(木)

◆乳幼児健康相談

* 6か月児と2歳児にはブックスタート、1歳児・2歳児にはむし歯予防のお話もあります。

対 象 6か月児(平成25年9月生)・1歳児(平成25年2月生)・2歳児(平成24年1月生)
月 日 4月14日(月)

◆4か月・10か月児健診

対 象 4か月児(平成25年11月生～12月生)
10か月児(平成25年5月生～6月生)
月 日 4月24日(木)



はつらつママ教室

内 容 「妊娠中の栄養について」ママと赤ちゃんだけでなく家族の健康は食事から！
月 日 4月16日(水)
時 間 午後1時30分から午後3時まで

保健センター日曜開庁のご案内

月 日 4月20日(日)
時 間 午前8時30分から午後5時15分まで

- ◆妊娠届の受理
- ◆健康に関する相談
- ◆予防接種や健診に関するお問い合わせ など



お問い合わせ先
保健センター

☎43-8060

平成 26 年度つれもて健診・ドックのお知らせ

今年も全世帯に、「受診希望調査票」をお送りします

年に 1 度は健診を受けて、大切な身体の健康チェックをしましょう!! 健診は健康づくりのスタートです。

①各ご家庭に「つれもて健診・ドック受診希望調査票」が 4 月初旬に届きます

②希望調査票へ受けたい健（検）診項目にチェックを入れてください

20 歳以上の世帯員の方で該当する方のお名前と受診できる項目を表示しています。同封の「つれもて健診・ドックのお知らせ」チラシを見て、受けたい項目にチェック や日付を入れてください。

③返信用封筒に入れて、送り返してください

申し込み締め切りは **4 月 21 日（月）** です

※受診希望調査票は各ご家庭に 1 部です。

**ご家族みんなで相談して、
揃って申し込みましょう!**



つれもてドックについて ドックを希望される方は、早い目にお申し込み下さい。

※ドックの内容等詳細は、受診希望調査票と同封の「つれもて健診・ドックのお知らせ」チラシをよくご覧ください。

※**ドック受診日** に、国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入していなければ受診できませんのでご注意ください。

※申し込み先着順となりますが、お電話での申し込みはお受けできません。
また定員に達した時は、締め切り日前でも受付終了しますのでご了承ください。

つれもてドックの定員数と基準が一部変更になりました

① 40 歳～ 74 歳までの国民健康保険加入の方は、
キタデコース先着 150 名・日高コース先着 30 名となりました。
後期高齢者医療保険加入の方は先着 45 名（日高コースのみ）です。

② 40 歳～ 74 歳までの国民健康保険加入の方は、**2 年連続での受診ができなくなります。**
初めて受ける方、昨年度受けていない方を優先させていただきます。
平成 25 年度（25 年 4 月～ 26 年 2 月）に、つれもてドックを受けた方は、今年度は各地区巡回のつれもて健診を受診してください。

後期高齢者医療の特定健診について

今年から、対象の方全員に受診券をお送りします。(5月下旬予定)
 (昨年までのように、往復はがきで受診券発行の申込みをする必要はありません。)
 ※今年から、ご案内の往復はがきはお送りしません。

- 実施期間** 平成26年6月2日～平成27年2月28日
- 自己負担** 600円（後日、申請により全額返金します）
- 実施場所** 受診券に同封する一覧表に記載された医療機関

- すでに同様の検査を受けている場合や、病院・介護施設に入院・入所している方など定期的に健康管理が行われている場合は、受ける必要はありません。
- 生活習慣病の治療などで定期的に医療機関を受診している方は、受ける必要があるか、主治医に相談してください。
- つれもてドックとだぶって受診することはできません。



後期高齢者医療制度にご加入のみなさまへ 後期高齢者医療制度の 保険料率等が改定されます

和歌山県後期高齢者医療制度の平成26・27年度の保険料率等が決定しましたのでお知らせします。

なお、所得の少ない方などには今までどおり軽減制度があります。さらに均等割額の5割・2割軽減の対象が拡大されます。

平成26年度保険料額の通知は、7月中旬に送付します。

●保険料率（年額）

	均等割額	所得割率	賦課限度額 (上限保険料額)
平成26・27年度	44,730円	8.55%	57万円
【参考】平成24・25年度	43,271円	8.28%	55万円

※保険料の決まり方（どんなに所得の高い方でも年57万円が上限になります）

$$\text{平成26年度保険料 (100円未満は切り捨て)} = \text{均等割額 44,730円} + \text{所得割額 (平成25年中の所得 - 33万円) \times 8.55\%}$$

お問い合わせ先 印南町役場 住民福祉課 ☎0738-42-1738
 和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎073-428-6688

平成26年

春季『緑の募金』にご協力お願いします。

目的

森林・緑は地球温暖化防止をはじめ、私たちに限りのない恵みを与えてくれます。人類共通のこのかけがえのない財産を守り育て、みどり豊かで活力と潤いのあるふるさとづくりを目指し、県民総参加の緑化運動を推進するため「緑の募金」を実施します。



期間：平成26年3月1日(土)～5月31日(土)

毎年度、緑の募金事業では、希望される各区への苗木の配布を行っております。平成25年の活動は次のとおりです。

古井区 深山クラブの皆さん



羽六区 下羽六地区の皆さん



田ノ垣内区 みどりの会の皆さん



印南原区 小白河組の皆さん



他に、切山区・こんぴら山氏子の皆さんや、印南原区・柳畑地区の皆さんも植樹されました。

お問い合わせ先 産業課 ☎42-1737

平成 26 年 春の交通安全運動

— 交通安全は家庭から —

期 間

- (1) 運動期間
4月6日(日)～15日(火)
までの10日間
- (2) 交通事故死ゼロを目指す日
4月10日(木)

運動重点

- (1) 子どもと高齢者の交通事故防止
- (2) 自転車運転の安全利用の促進
- (3) 全ての座席のシート
ベルトとチャイルド
シートの正しい着用
の徹底
- (4) 飲酒運転の根絶



お問い合わせ先 総務課 ☎42-0120

ひまわり教室 (育児教室)のご案内

4月の活動は「ひまわり教室はじまりの会」をします。

- 日 程 4月18日(金)
- 受付時間 午前9時30分～
- 集合場所 いなみっ子交流センター
- 持ち物 お茶、タオル



お問い合わせ先 教育委員会 ☎42-1700



図書室通信 ～レッツ・リーディング～

新刊新着のおしらせ!

絵本・児童書

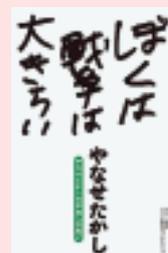
あみだだ	谷川 俊太郎
いのちをいただく	内田 美智子
ウマがうんこした	福田 幸広
おとうさんはだいくさん	平田 昌広
かいけつゾロリのなぞなぞ200連発!	原 ゆたか
がっこうのおばけずかん	斉藤 洋
恋する和パティシエール5	工藤 純子
甲殻類のこと	キャスリン・シル
どんぐりころちゃん	みなみ じゅんこ
はこぶ	鎌田 歩
	ほか

一般書

生きる事はおもしろい	五木 寛之
宇宙が始まる前には何があったのか?	ローレンス・クラウド
記憶障害の花嫁	北海道放送
首切り男のための協奏曲	伊坂 幸太郎
心の力	姜 尚中
その手をにぎりた	柚木 麻子
翔ぶ少女	原田 マハ
虎の尾渋谷署強行犯係	今野 敏
ぼくは戦争は大きい	やなせ たかし
山桜記	葉室 麟
	ほか

new book →

公民館図書室の本は、印南町ホームページから検索することができます。
<http://www.town.wakayama-inami.lg.jp/>





お知らせ



国民生活基礎調査について

4月中旬から調査員が伺いますので、調査へのご協力をお願いします。(調査員は「調査員証」を身に付けています。)

●調査の時期

世帯票の配布・回収：5月下旬～6月上旬
所得票の配布・回収：7月上旬～7月中旬

●調査対象地区

浜東北地区（調査対象地区は、統計理論に基づいて無作為に選ばれています）



お問い合わせ先 和歌山県福祉保健部健康局医務課
☎073-441-2604



平成26年度印南町戦没者追悼式

日時 4月27日（日）午前10時～午前11時
場所 印南町公民館 2階大ホール

お問い合わせ先 住民福祉課 ☎42-1736



巡回職業相談を行います

日時 4月18日（金）午後1時～午後3時
場所 切目社会教育センター

一般の方、障害をお持ちの方、高齢の方、母子家庭の方などで就職を希望される方は日高振興局から職員が派遣されていますので、お気軽にお越しください。

お問い合わせ先 切目社会教育センター ☎43-0773

4月
生まれ

お誕生日おめでとう



よしだ はるとし
吉田 陽俊くん

(2歳/平成24年4月23日生)
印南町印南

笑顔が似合う陽俊、2歳の誕生日おめでとう！元気にすくすく育ってね！

(家族から)



ふるた たくみ
古田 拓誠くん

(2歳/平成24年4月26日生)
印南町印南

お誕生日おめでとう。笑顔の素敵なたくみが大好きです

(パパ・ママ・お姉ちゃんより)



いまい ゆの
今井 唯乃ちゃん

(5歳/平成21年4月8日生)
印南町西ノ地

やさしくてしっかりもののゆのちゃん。これからも元気に大きくなってね♡

(家族みんなより)

笑顔を
待っています

お気軽に
ご連絡ください

(対象)

5月に1～5歳の
誕生日を迎えるお子さん

(締切日)

5月号：4月7日（月）

(メッセージ)

文字数は40文字以内

お問い合わせ先 企画政策課 ☎42-1736 mail:kikaku@town.wakayama-inami.lg.jp

4月 2014年 平成26年 まちのカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5 ●いなみこども園 入園式
6	7	8 ●小学校入学式 ●中学校入学式	9 ●倒れんジャー (印南・川又)	10 ●1歳6か月 児健診 ●心配事相談・ 消費生活相談	11 ●運動 de リフ レッシュ教室	12
13	14 ●乳幼児 健康相談	15	16 ●倒れんジャー (印南・川又) ●はつらつ ママ教室	17	18 ●ひまわり教室 ●巡回職業相談	19
20 ●窓口開庁日	21	22	23 ●倒れんジャー (印南・川又)	24 ●4か月・10 か月児健診 ●心配事相談	25 ●運動 de リフ レッシュ教室	26
27 ●印南町 戦没者 追悼式	28	29	30 ●倒れんジャー (印南・川又) ●固定資産税 第一期			

人の動き

平成26年2月28日現在

世帯：3,247世帯 (-1)
人口：8,833人 (-3)
男性：4,201人 (+8)
女性：4,632人 (-11)
※()内は1月31日との比較です。

心配事相談所開設予定

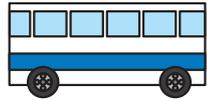
相談日・相談場所は変更になる場合があります。

開設日	会場	相談時間
4月10日(木)	社会福祉センター	10:30 ~15:00
4月24日(木)	切目社教センター	10:30 ~15:30

お問い合わせ先
印南町社会福祉協議会 ☎42-1433

コミュニティバスの利用状況(2月分)

稲原ルート：7人
切目川ルート：55人
合計：62人



直接つながります

総務課……………42-0120	建設課……………42-1734	公民館……………42-1702
住民福祉課…42-1738	企画政策課…42-1736	切目社会教育センター
税務課……………42-1731	産業課……………42-1737	……………43-0773
生活環境課…42-1732	議会事務局…42-1739	保健センター…43-8060
出納室……………42-1733	教育委員会…42-1700	